

名古屋市公報	平成30年 5月30日 第1259号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

規則

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則
 (住都・総務課) (第72号) 4

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第339号) 8
- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第340号) 10
- 名古屋都市計画事業の手續開始に係る図書の縦覧
 (緑土・緑地事業課) (第341号) 12
- 指定介護予防支援事業者の廃止 (健福・地域ケア推進課) (第342号) 13
- 指定介護予防支援事業者の指定 (健福・地域ケア推進課) (第343号) 14
- 名古屋市明願土地地区画整理組合の定款の変更認可
 (住都・市街地整備課) (第344号) 15
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第345号) 16
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第346号) 17
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
 について (環境・地域環境対策課) (第347号) 18
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く措置管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第348号) 20
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く形質変更時届出管理区域の指定の解除について
 (環境・地域環境対策課) (第349号) 22
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く措置管理区域の指定の解除について
 (環境・地域環境対策課) (第350号) 23
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第351号) 24
- 車馬を乗り入れできる場所の指定について
 (緑土・緑地管理課) (第352号) 25
- 福祉向市営住宅(障害者世帯)入居希望者の公募及び入居者
 決定の抽せん (健福・障害企画課) (第353号) 26
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第354号) 31
- 名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について
 (住都・住宅管理課) (第355号) 34
- 福祉向市営住宅(高齢者世帯・親子同居世帯)入居希望者の
 公募及び入居者決定の抽せん (健福・高齢福祉課) (第356号) 35

教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市指定有形文化財の追加指定について	(第11号)	40
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	43
雑 報		
○ 特別職人事異動	(監査・監査第一課)	45

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第72号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部改正に伴い、家賃の減免の手續に関して規定の整備を行います。（第14条関係）
- (2) 市営住宅、改良住宅の付帯施設及び市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第114号）中別表を改正します。（別表関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第10条、第13条、第30条、第31条、第32条、別記第21号様式から別記第22号様式まで、別記第28号様式及び第28号様式の 2関係）

2 施行期日

平成30年 6月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第72号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に改め、同条第 1 項中「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第 2 項中「次の各号」を「次」に、「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に改める。

第13条第 1 項中「第24条第 2 項」を「第24条第 3 項」に改める。

第14条第 2 項中「とき」の次に「又は条例第12条第 2 項、第24条第 2 項、第44条第 2 項若しくは第45条第 2 項の規定により家賃を決定されたとき」を加える。

第30条第 3 項中「第44条第 3 項」を「第44条第 4 項」に、「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に改める。

第31条中「第44条第 4 項」を「第44条第 5 項」に改める。

第32条第1項中「第45条第3項」を「第45条第4項」に、「第45条第1項及び第2項」を「第45条第1項から第3項まで」に、「第44条第1項及び第2項」を「第44条第1項から第3項まで」に改める。

別表第1 1 公営住宅の表城北荘の項中

昭和42年度	84	を	昭和44年度	299	に改め、
昭和43年度	77				
昭和44年度	487				

同表緑ヶ丘荘の項中

4 階建	昭和40年度	192	を	4 階建	昭和40年度	192	に
	昭和41年度	48			昭和41年度	24	
5 階建	昭和40年度	155		5 階建	昭和40年度	115	
	昭和41年度	75			昭和41年度	45	
	昭和47年度	80			昭和47年度	80	

改める。

別表第1 2 改良住宅の表城北荘の項中

昭和42年度	14	を	昭和47年度	133	に改める。
昭和47年度	133				

別表第2 1 店舗の表城北荘の項中

「

4棟	101 号から 110 号まで	11,200円
10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
16棟	101 号から 109 号まで	6,300円
17棟	101 号から 114 号まで	9,600円

を

」

「

4棟	101 号から 110 号まで	11,200円
10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
16棟	101 号から 109 号まで	6,300円

に改める。

」

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表泰明荘の項中

「

1 号から 84 号まで

を

「

1 号から 71 号まで及び
73 号から 82 号まで

に改め、

」

」

同表緑ヶ丘荘の項中

「

101 号から 107 号ま
で、201 号から 208 号
まで、501 号から 510
号まで、801 号から
814 号まで、901 号か
ら 905 号まで及び 1001
号から 1016 号まで

を

「

501 号から 510 号ま
で、801 号から 814 号
まで、901 号から 905
号まで及び 1001 号から
1016 号まで

に改める。

」

」

別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表城北荘の項中

「

A 1 号から A 10 号まで、B 1 号から B 23 号まで及び C 1 号から C 28 号まで

」
を「

A 1 号から A 10 号まで
及び C 1 号から C 28 号
まで

」に改める。

別記第21号様式から別記第22号様式までの規定中「第45条第3項」を「第45条第4項」に改める。

別記第28号様式（裏）中「第12条第1項」及び「第24条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第24条第2項」を「第24条第3項」に改め、同様式備考中「9センチメートル」を「8.5センチメートル」に改める。

別記第28号様式の2備考中「9センチメートル」を「8.5センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

名古屋市告示第 339 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 30 年 5 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

熱田区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
8 月 2 日（木）	高蔵小学校（西門：土間）
8 月 3 日（金）	千年小学校（西通用門：体育館）
8 月 7 日（火）	白鳥小学校（北校舎：特別活動室）
8 月 9 日（木）	大宝小学校（北通用門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 340 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 30 年 5 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

守山区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
8 月 16 日（木）	鳥羽見小学校（東通用門：体育館）
8 月 17 日（金）	森孝東小学校（東正門：北校舎入口）
8 月 21 日（火）	小幡小学校（西正門：特別活動室）
8 月 23 日（木）	なごや農業協同組合志段味支店（車庫）
8 月 24 日（金）	守山小学校（南正門横通用門：トワイライト事務室前）
8 月 28 日（火）	吉根小学校（北門：特別活動室）
8 月 30 日（木）	大森小学校（東正門：集会室体育館北隣）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 341号

名古屋都市計画事業の手續開始に係る図書の縦覧

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第34条の 4第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成30年 5月22日から平成37年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 342号

指定介護予防支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 115条の25第 2項の規定により、指定介護予防支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市西区北 部いきいき支援 センター	名古屋市西区市 場木町 157番地 パークサイドな かしま 1階	平成30年 2月 7日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 343号

指定介護予防支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 115条の22第 1項の規定により、指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
特定非営利活動法人 かくれんぼ	名古屋市西区北部いきいき支援センター	名古屋市西市区市場木町 157番地 パークサイドなかしま 1階	平成30年 4月 1日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 344号

名古屋市明願土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成30年 5月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市明願土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の52

3 設立認可の年月日

平成22年 2月 4日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の52」を「名古屋市緑区定納山二丁目 202番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成30年 5月22日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 345号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成26年 4月30日 26指令住開指第16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第 3工区）

名古屋市天白区久方二丁目12番 1の一部、12番 2、13番、14番、25番及び
26番並びに久方三丁目 150番及び 161番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市天白区久方二丁目12番地 1

学校法人トヨタ学園

理事長 増田義彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 346 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年 5 月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目 191 番 1	平成30年 4 月23日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 347号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 644号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

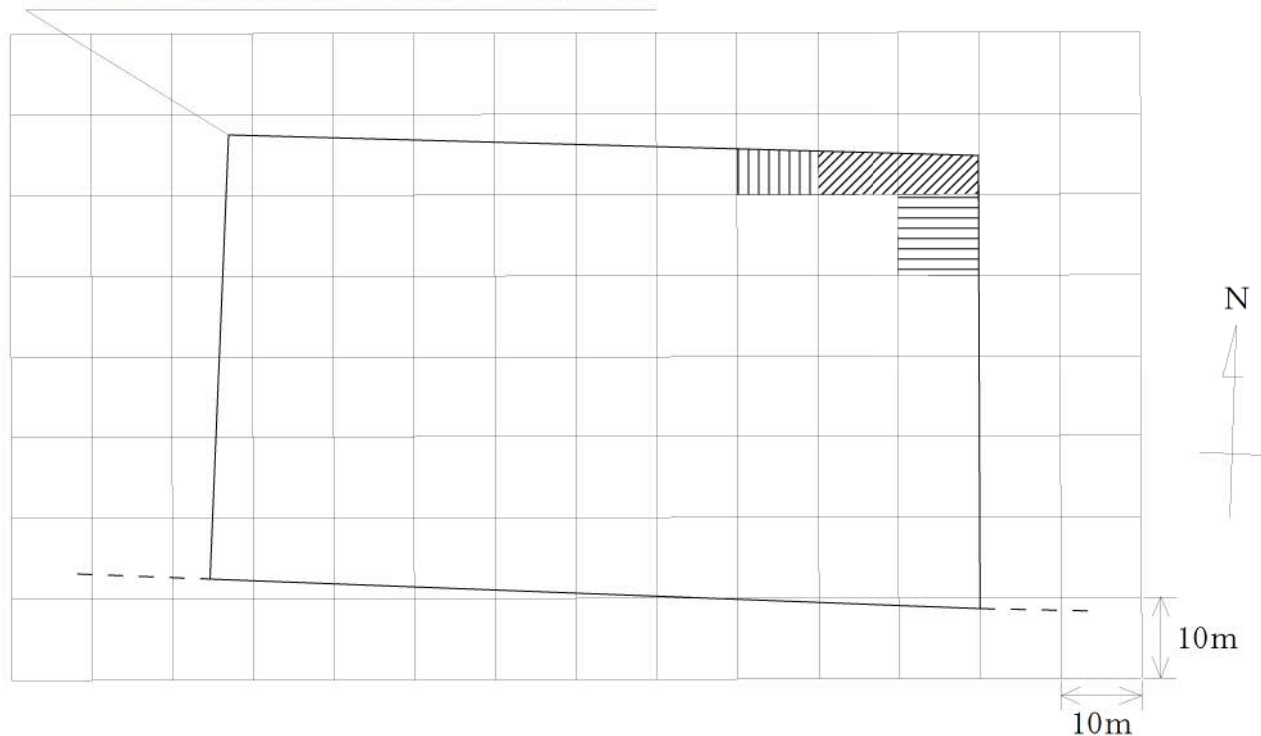
3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

瑞穂区須田町 209番 5

X座標：-95931.856、Y座標：-22805.776



凡例

- : 調査対象地 - - - : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- ▤ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- ▥ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 348号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区八事山 407番 1の一部、 407番 2の一部及び 407番 3の一部（詳細は、別紙のとおり）

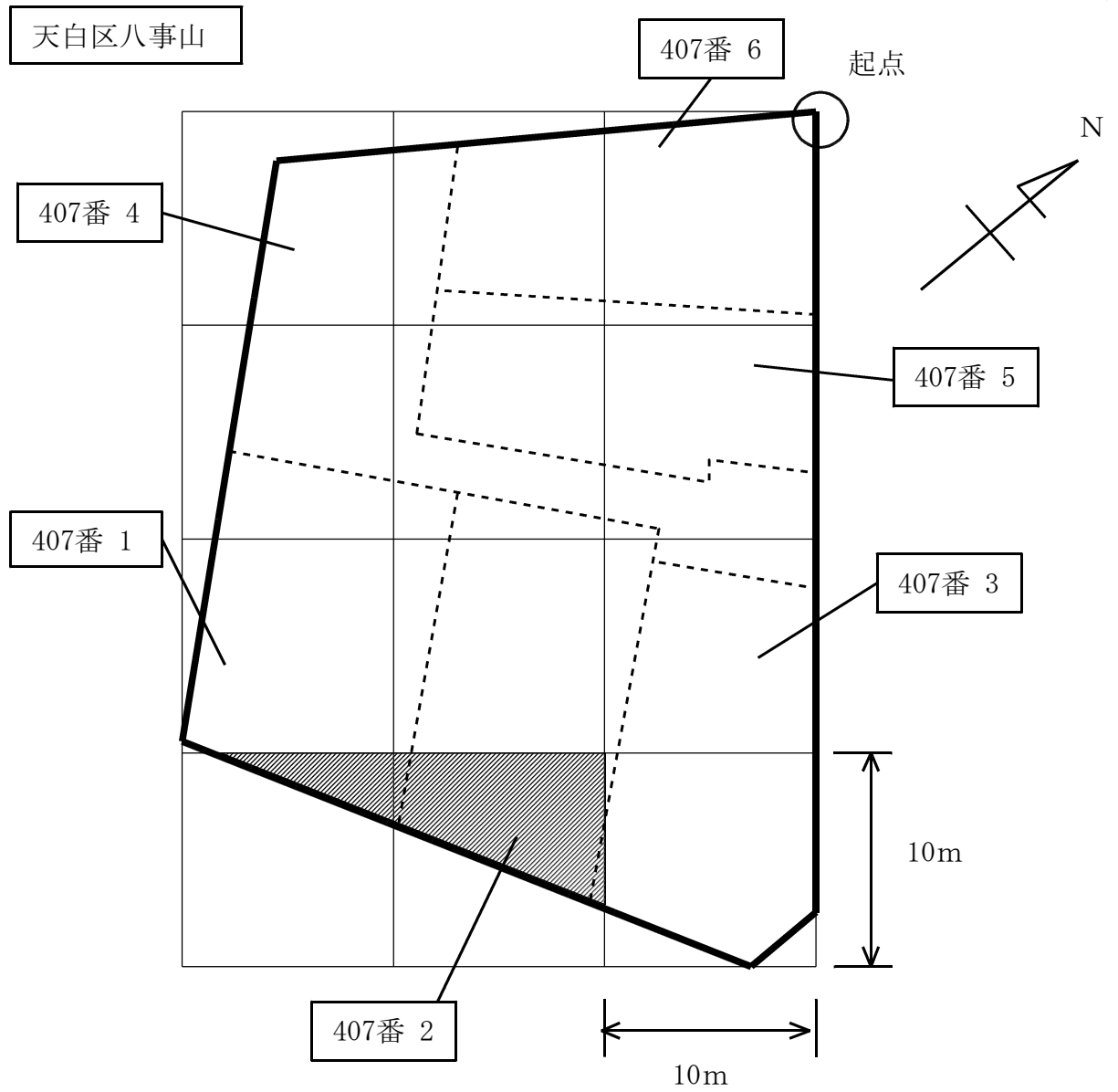
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地



: 筆の境界



: 措置管理区域（六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 349号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 277号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 350号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 278号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 351号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年11月 9日 29指令住開指第 166号	名古屋市熱田区千年二 丁目3803番 1外 2筆	名古屋市緑区大高町字寅 新田18番地 タマホーム株式会社名古屋支店 支店長 神戸幸治
平成29年 7月24日 29指令住開指第80号	名古屋市緑区鳴海町字 神ノ倉 145番 4外 1筆	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成27年12月 4日 27指令住開指第 164号	（第 2工区） 名古屋市千種区希望ヶ 丘 1丁目 3番41の一部	名古屋市中区栄二丁目 3 番 1号 三菱地所レジデンス株式 会社 名古屋支店長 大山明彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 352号

車馬を乗り入れできる場所の指定について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4条第 1項第11号の規定により車馬を乗り入れできる場所について、次のとおり臨時に指定します。

平成30年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 場所

名城公園

都市計画道路 3・2・42大津町線から入り、二の丸東門を経て、愛知県体育館北側を通り、二の丸西門に至る園路

2 期間

平成30年 7月 8日（日）から同月22日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 353号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所、各保健センター及び各保健センター分室
(精神・難病等窓口)

イ 日時

平成30年 6月 1日 (金) から同月15日 (金) までの午前 8時45分から
午後 5時15分まで。ただし、同月 2日 (土)、 3日 (日)、 9日 (土)
及び10日 (日)を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事
務所又は社会福祉事務所支所(以下「社会福祉事務所」という。)に持
参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、
勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては保健センターまたは保
健センター分室(精神・難病等窓口)に、1(6)に該当する場合にあって
は健康福祉局健康部感染症対策室にそれぞれ持参又は郵送により提出す
る。

イ 期間

平成30年 6月 4日 (月) から同月15日 (金) までの午前 8時45分から
午後 5時15分まで。ただし、同月 9日 (土) 及び10日 (日)を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成30年 7月18日 (水) 午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 55戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

ア 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた、戦傷病者手帳を所持している者であつて、その障害が下肢又は体幹かつ恩給法別表第1号表の2の規定により、特別項症から第3項症とされている者

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた1級から4級の身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第354号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年5月25日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年5月25日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	名古屋中環状線	名古屋市港区船頭場二丁目 221番の1地先から	前	0.458	5.83 ～ 8.01	第 1 附 図
			名古屋市港区小賀須一丁目 310番地先まで	後	0.458	14.36 ～ 18.74	
市道	A	新川右岸線	名古屋市港区船頭場二丁目 221番の1地先から	前	0.458	5.83 ～ 8.01	
			名古屋市港区小賀須一丁目 310番地先まで	後	0.458	14.36 ～ 18.74	

2 道路の供用開始

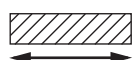
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	万場藤前線第19号	名古屋市中央区伏屋三丁目1番の125地先から 名古屋市中央区伏屋三丁目1番の130地先まで	第 2 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

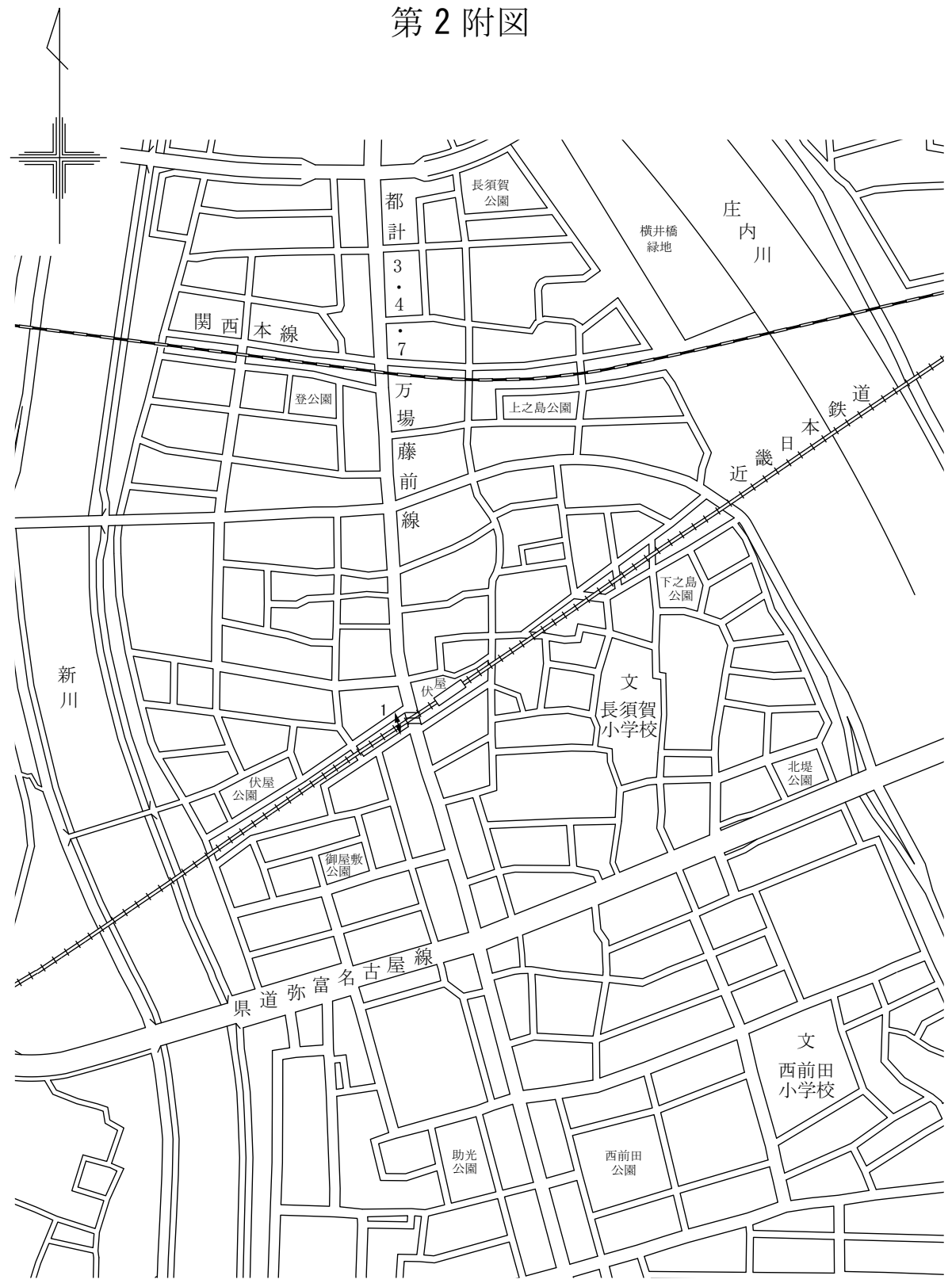


凡 例

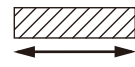


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 355号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務

2 委託の相手方

名古屋市中区丸の内三丁目15番 3号

セントラル法律事務所 弁護士 前川 弘美

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 356号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募 及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で平成31年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

平成30年 6月 1日（金）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 2日（土）、 3日（日）、 9日（土）及び10日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成30年 6月 4日（月）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 9日（土）及び10日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成30年 7月18日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 78戸

改良住宅

空家住宅 1戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 49戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市教育委員会告示第11号

名古屋市指定有形文化財の追加指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、次の表に掲げる名古屋市指定有形文化財に64点を追加して指定する。

平成30年5月23日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市指定有形文化財

種 別	名 称	所 在 場 所	所有者	関係告示
歴史資料	伊藤圭介 関係資料	名古屋市千種区田代町瓶杣 名古屋市東山植物園	名古屋市	平成7年名古屋市教育委員会告示第12号
				平成14年名古屋市教育委員会告示第10号
				平成21年名古屋市教育委員会告示第12号

名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ左京山店

名古屋市緑区四本木 530番 ほか23筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
J A 三井リース建物(株)	代表取締役 保崎 隆行	東京都中央区銀座八丁目13番 1号	変更なし	代表取締役 工藤 真樹	変更なし

3 変更の日

平成30年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 5月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月21日から同年 9月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ鳴子店

名古屋市緑区鳴子町四丁目 1番

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
NECキャピタルソリューション(株)	代表取締役 安中 正弘	東京都港区 港南二丁目 15番 3号	変更なし	代表取締役 今関 智雄	変更なし

3 変更の日

平成29年 6月26日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 5月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月21日から同年 9月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

特別職人事異動

平成30年 5 月 22 日付

監査委員任命	(市会議員)	福 田 誠 治
監査委員任命	(市会議員)	丹 羽 ひろし

平成30年 5 月 22 日付

監査委員解職	(市会議員)	藤 沢 ただまさ
監査委員解職	(市会議員)	岡 本 やすひろ